

LOGOSWARE Xe 年契約・月払いに関する取引約款

ログスウェア株式会社（以下「弊社」という）が提供する LOGOSWARE Xe（以下、「本サービス」という）の利用料金を、お客様が年契約・月払いで支払う場合、以下の取引条件が適用されます。お客様が弊社所定の方法で利用申し込みをすることにより、お客様は以下の取引条件に同意したものとみなします。

第1条（目的）

本取引約款の目的は、お客様が本サービスを年契約・月払いで利用するにあたり、利用料金の支払い方法、利用開始および終了方法について定めるものです。

第2条（適用される製品）

本取引約款は次の製品に対して適用されます。

- ・ LOGOSWARE Xe 月額定額制

第3条（契約期間）

1. 契約は1年単位での契約となります。契約期間の1年は、契約開始月の一日から契約終了月の月末までを1年の単位とします。
2. 契約終了日（契約終了月の月末）の1か月前までに、お客様より第6条（解約および利用終了）に定めた方法で解約の申請が無い場合は、契約はさらに1年間自動更新されます。
3. 初回の契約時に限り、月の途中から利用を開始した場合は、当該月の利用開始日から月末までの日数に応じた日割り計算による料金が適用されます。この場合、1年間の契約期間は、当該月の翌月一日から起算して算出されるものとします。

第4条（料金支払い方法）

1. 利用料金の支払いは、毎月のクレジット決済または銀行口座からの自動引き落としまたは口座振り込みのいずれかの方法を選択できます。
2. クレジット決済を選択した場合は、毎月月末までに、前月分の利用料金をクレジット決済していただきます。例えば、5月利用分（5月1日～5月31日）の料金は、6月末日までにクレジット決済の完了をしていただきます。なお、請求書は、クレジット決済期日の当該月10日までに発行されお客様宛にお送りします。
3. 口座からの自動引き落としを選択した場合、利用料金は、毎月12日（土日祝日の場合は翌日）に、前々月分の利用料金としてお客様の銀行口座から自動引き落としされます。例えば、5月利用分（5月1日～5月31日）の料金は、7月12日に口座引き落としされます。なお、初回の利用開始時に限り、口座引き落としの手続きが完了するまで、指定の銀行口座への振り込みを依頼する場合があります。
4. 口座振り込みを選択した場合は、毎月月末までに、前月分の利用料金として指定の銀行口座に振り込んでいただきます。例えば、5月利用分（5月1日～5月31日）の料金は、6月末日までに振り込んでいただきます。その際の振込手数料は、お客様の負担とします。なお、請求書は振り込み期日の当該月10日までに発行されお客様宛にお送りします。
5. 本サービスには、規定料金の範囲内で送受信可能な月間データ流量（以下、「流量」という）とデータを蓄積するストレージ容量（以下、「容量」という）の上限が定められています。流量、容量ともに規定された上限を超過した場合は、超過料金が発生します。弊社は、超過の有無を毎月月末締めで調査し、超過があった場合、その超過に応じた料金の請求書をお客様宛に発行します。お客様は、当該月の超過料金を翌月末までに弊社の指定する銀行口座に振り込みを行うものとします。なお、振込手数料はお客様の負担とします。
6. 弊社とお客様の間で別途特別な契約を結ぶことにより、前各項いずれにも該当しない支払い方法を選択することも可能とします。

第5条（利用開始）

利用の開始にあたっては、お客様より、弊社所定の方法で申し込んでいただきます。弊社内での承認作業が完了したことが確認され次第、お客様に該当する弊社製品またはサービスが提供され、お客様がそれらの利用を開始可能となります。お客様が利用開始可能となった日を利用開始日と定めます。

第6条（解約および利用終了）

1. 本約款に基づいた契約の解約は、利用1年間の契約終了日（契約終了月の月末）を区切りとして可能です。お客様が解約を希望する場合は、契約終了日の1か月前までに、弊社所定の方法に従い、お客様より解約の申請をしていただきます。1年間の契約期間途中で解約はできません。
2. 契約終了日の1か月前までにお客様から解約の申請が無かった場合は、契約は自動更新され、新たな1年間の利用契約が締結されるものとします。

第7条（利用停止）

1. 弊社は、お客様が以下の各号に該当した場合、お客様の利用を停止することができます。
 - A) お客様から支払い期日までに利用料金が支払われない場合
 - B) 本約款の取り決めに違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにも拘わらず当該期間内に是正を行わないとき
 - C) 自ら振り出し、または裏書した手形又は小切手が一通でも不渡りとなったとき
 - D) 租税公課の滞納処分を受けたとき
 - E) 自らの債務不履行により、差押、仮差押、仮処分等、強制執行を受けたとき
 - F) 破産、民事再生または会社更生の申し立てがなされたとき
 - G) 解散、合併または営業の全部または重要な一部の譲渡を決議したとき
 - H) 監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき
 - I) 財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるとき
2. 前項の定めに従いお客様の利用が停止された場合であっても、お客様は1年間の契約終了月までの利用料金支払い義務を負うもの

とします。

第8条（準拠法等）

本取引約款は、日本国の法令に準拠し、これに基づいて解釈され、本約款に関する全ての紛争についての第一審の専属的合意管轄裁判所は、被告の当社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第9条（協 議）

本契約に定めのない事項および疑義が生じた事項については、弊社とお客様が協議のうえ決定します。

以 上

改定履歴

2023 年 9 月 29 日 (-01)

初版発行

2024 年 2 月 5 日 (-02)

第 4 条（料金支払い方法）第 5 項に流量、容量の超過料金を記載